

建設工事等の最低制限価格等

太子町では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保に向け取り組んでいます。工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）を参考に改正します。

1 建設工事の入札における最低制限価格等

施工管理及び安全対策を徹底し、工事の品質確保を図るため、最低制限価格を次のとおりとする。

また、建築工事等においても、最低制限価格を改定する。

【算定式】

○ 土木一式工事等最低制限価格

	令和4年3月入札まで	令和4年4月入札から
算定式	直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55	直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等× <u>0.68</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 建築工事等最低制限価格

	令和4年3月入札まで	令和4年4月入札から
算定式	直接工事費×0.87 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55	直接工事費×0.87 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等× <u>0.68</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 機器費を計上している機械設備工事・電気設備工事等

直接工事費	$(\text{機器費} \times 6/10 + \text{直接工事費}) \times 0.97$
共通仮設費	$(\text{機器費} \times 1/10 + \text{共通仮設費}) \times 0.9$
現場管理費	$(\text{機器費} \times 2/10 + \text{現場管理費}) \times 0.9$
一般管理費	$(\text{機器費} \times 1/10 + \text{一般管理費等}) \times 0.68$

※据付間接費・設計技術費等の経費は現場管理費とします。

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 建設工事関連維持管理業務（除草等）

建設工事に準じて算定（「直接工事費×0.97」は「直接工事費×0.90」として算定）

2 測量・建設コンサルタント等業務の入札における最低制限価格等

契約の適正な履行の確保を図り、ダンピング対策等を踏まえ、次のとおり最低制限価格を改定する。最低制限価格適用の有無については、入札通知書に記載する。

【算定式】

○ 測量業務

	平成29年4月入札から
算定式	直接測量費×1.0 +測量調査費×1.0 +諸経費×0.48

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 土木関係の建設コンサルタント業務

	平成29年4月入札から
算定式	直接人件費×1.0 +直接経費×1.0 +その他原価×0.9 +一般管理費等×0.48

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 建築関係の建設コンサルタント業務

	平成29年4月入札から
算定式	直接人件費×1.0 +特別経費×1.0 +技術料等経費×0.6 +諸経費×0.6

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 地質調査業務

	令和4年3月入札まで	令和4年4月入札から
算定式	直接人件費×1.0 +間接調査費×0.9 +解析等調査業務費×0.8 +諸経費×0.45	直接人件費×1.0 +間接調査費×0.9 +解析等調査業務費×0.8 +諸経費× <u>0.48</u>

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

○ 補償関係業務

	平成29年4月入札から
算定式	直接人件費×1.0 +直接経費×1.0 +その他原価×0.9 +一般管理費等×0.45

※これによることが出来ない場合は、個別に設定します。

3 最低制限価格の算出における端数処理の取り扱い

- ① 算定式項目ごと見積額×乗率＝項目別の最低制限価格（1千円未満切捨）
- ② ①の項目別の最低制限価格を合計
- ③ ②の合計額を下記の区分により最終端数処理
 - ・1千万円未満＝1千円止め（1千円未満切捨）
 - ・1千万円以上、1億円未満＝1万円止め（1万円未満切捨）
 - ・1億円以上＝10万円止め（10万円未満切捨）

「実施時期」

令和4年4月1日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用。
 ただし、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設
 コンサルタント業務、補償関係業務については、変更はありません。